

大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する 公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針

平成 7 年 3 月 28 日

改正 平成 18 年 5 月 18 日

改正 平成 21 年 7 月 8 日

最終改正 平成 27 年 3 月 31 日

日本公認会計士協会

1. はじめに

ガス事業法第 26 条の 2 は大口供給（注 1）を行う一般ガス事業者に対して、大口需要家向けのガス料金規制等の自由化により、自由化部門の赤字が規制部門の小口需要家に悪影響を及ぼすことを阻止する趣旨から、業務区分に応じた会計整理を行い、経済産業大臣に部門別収支計算書を提出することを義務付けている。

これを受け、ガス事業部門別収支計算規則（平成 16 年経済産業省令第 77 号）（以下「部門別収支計算規則」という。）は、業務区分ごとの収支の整理について、部門別収支計算規則に定める別表第 1 に掲げる方法に基づき、様式第 1 により部門別収支計算書を作成することを求めている（部門別収支計算規則第 2 条第 1 項）。また、部門別収支計算書が適正に作成されていることについて、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）（注 2）が発行した証明書（公認会計士等による証明書を発行する業務を以下「証明書発行業務」という。）を得た上で、毎事業年度経過後 4 か月以内に経済産業大臣に提出することを求めている（部門別収支計算規則第 3 条及び第 4 条）。

（注 1） 現在では、一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量 46 メガジュールのガスを常温及び常圧で 10 万立方メートル以上供給するものに相当する量であることとされている（ガス事業法施行規則第 3 条）。

（注 2） 大口供給を行う一般ガス事業者が地方公共団体である場合には、地方自治法第 195 条第 1 項の監査委員による証明書に代えることができる（部門別収支計算規則第 3 条ただし書）。

証明書発行業務は、平成 7 年 3 月 28 日に日本公認会計士協会から公表された、業種別委員会報告第 11 号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」に準拠し、合理的保証業務又は合意された手続業務が実施されていた。

その後、企業会計審議会は、平成 26 年 2 月 18 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、特別目的の財務諸表の監査、及び財務諸表を構成する個別の財務表及

び財務諸表項目等に対する監査、並びに準拠性に関する意見の監査基準における位置付けを明確化した。これを受け、日本公認会計士協会は、平成 26 年 4 月 4 日に、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」及び関連する他の監査基準委員会報告書の改正を公表している。

これらの改正に伴い、従来、証明書発行業務のうち合理的保証業務として実施していた業務については、監査として位置付けられ、平成 27 年 3 月 31 日付けで業種別委員会実務指針第 51 号「大口供給を行う一般ガス事業者における部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」が公表された。これを受け、本実務指針は証明書発行業務のうち、合意された手続業務についてのみを取り扱うこととした。

合意された手続業務を実施するに当たっては、日本公認会計士協会から平成 21 年 7 月 3 日付けで公表された監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（以下「保証業務等研究報告」という。）のうち、「14. 合意された手続」を踏まえて手続を実施する。

2. 合意された手続による証明書発行業務

(1) 実施手続

合意された手続により公認会計士等が証明書発行業務を実施する際には、部門別収支の確認の調査において、次に掲げる手続を実施する。

- ① 営業収益及びその他収益並びに営業費用及びその他費用の各部門への配賦に用いられた部門別収支計算規則別表第 1 に規定された係数及び基礎数値を会社の基礎資料と照合する。
- ② 営業収益及びその他収益並びに営業費用及びその他費用の各部門への配賦・集計について、計算突合を行う。

上記の手続では部門別収支の配賦に用いられる係数及び基礎数値の基礎資料の正確性については何らの証拠も入手していない。したがって、実際に行った手続を明瞭にするために実施結果報告書上に「合意された手続の実施及び結果」について記載する。

実施すべき手続の概要は付録「部門別収支計算書に関する合意された手続」のとおりである。

(2) 完全な一組の財務諸表に対する監査を担当する公認会計士等（以下「本体監査人」という。）以外の公認会計士等が証明書発行業務を行う場合における本体監査人との業務範囲の調整

本体監査人以外の公認会計士等の業務の具体的な範囲については、本体監査人との間で調整を図り、あらかじめ文書で明示しておくことが望ましい。例えば、本体

監査人以外の公認会計士等は、本体監査人から本体監査人が会計帳簿の数値に基づいて、部門別収支計算書の算定諸資料の一部について検証を行ったものを文書によって入手する方法などが考えられる。

(3) 経営者確認書

合意された手続により公認会計士等が証明書発行業務を実施する場合には、経営者の責任等について記載した経営者確認書を合意された手続実施結果報告書の交付日に入手しなければならない。経営者確認書には少なくとも以下の項目を記載する必要があるが、必要に応じて適宜記載事項を追加する。

- ① 部門別収支計算書の作成責任は経営者にある旨
- ② 部門別収支計算書は部門別収支計算規則第2条第1項の規定に準拠して適正に作成している旨
- ③ 部門別収支計算書及びその作成の基礎となる会計記録等に適切に記録していない重要な取引はない旨
- ④ 部門別収支計算書に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨

(4) 合意された手続実施結果報告書

合意された手続業務を実施する場合には、保証業務等研究報告の「14. 合意された手続」に従い、「合意された手続実施結果報告書」を合意された手続実施完了日に発行する。「合意された手続実施結果報告書」の文例は次のとおりである。

なお、一般ガス事業者が、本体監査人に対して合意された手続業務の実施を求める場合は、本体監査人であっても「合意された手続実施結果報告書」を発行することになる。

合意された手続実施結果報告書	
	平成×年×月×日
〇〇株式会社 取締役会 御中 (又は取締役社長 ○○○○ 殿)	〇 〇 監 査 法 人 代表社員 公認会計士 ○○○○ 印 社 員 公認会計士 ○○○○ 印 (注1)
当監査法人(注2)は、「ガス事業部門別収支計算規則」(平成16年 経済産業省令第77号)第3条の規定による〇〇株式会社(以下「会社」という。)からの依頼に	

基づき、会社が同規則第2条第1項及び第2項（注3）に定める方法に従って作成した第×期事業年度（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の部門別収支計算書に関して、会社との間で合意された下記の手続を実施した。

当監査法人（注2）は、業種別委員会実務指針第11号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」（平成27年3月31日 日本公認会計士協会）の付録「部門別収支計算書に関する合意された手続」に定められた手続を実施した。以下の手続は、部門別収支計算書の数値を検証するためにのみ実施したものである。

1. 営業収益及びその他の収益並びに営業費用及びその他の費用の各部門への配賦に用いられた基礎数値を会社の基礎資料と照合した。
2. 営業収益及びその他の収益並びに営業費用及びその他の費用の各部門への配賦・集計について計算突合を行った。

上記手続を実施した結果は、以下のとおりである。

- (1) 上記1. の事項については、営業収益及びその他の収益並びに営業費用及びその他の費用の各部門への配賦に用いられた基礎数値と会社の基礎資料は一致した。
- (2) 上記2. の事項については、営業収益及びその他の収益並びに営業費用及びその他の費用の各部門への配賦・集計について計算は一致した。

上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人（注2）は、平成×年×月×日現在において部門別収支計算書のいかなる結論の報告も、また保証も提供することはできない。

なお、この報告書は会社及び法令上定められた届出先のみが利用することを目的として作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、会社及び法令上定められた届出先以外への配付もしてはならない。また、この報告書は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の部門別収支計算書に関するものであり、会社の全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

会社と当監査法人又は代表社員・社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）

（ア）業務実施者が有限責任監査法人の場合には、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(イ) 業務実施者が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 合意された手続を実施した者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 第2条第2項により事業者が届け出た方法によらない場合には、「及び第2項」を削除する。

3. 適用時期

(1) 本報告は、平成7年3月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(2) 「業種別監査委員会報告第11号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する職業的に資格のある会計監査人による証明書について」の改正について」(平成18年5月18日)は、平成18年4月1日以後開始する事業年度に係る証明から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に開始する事業年度に係る証明についても本報告を適用することができる。

(3) 「業種別委員会報告第11号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士等による証明書発行業務について」の改正について」(平成21年7月8日)は、平成21年4月1日以後開始する事業年度に係る部門別収支計算書に係る証明書発行業務から適用する。

(4) 「業種別委員会報告第11号「大口供給を行う一般ガス事業における部門別収支計算書に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」の改正について」(平成27年3月31日)は、平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る部門別収支計算書に係る証明書発行業務から適用する。ただし、公表日(平成27年3月31日)以後に発行する合意された手続実施結果報告書から適用することを妨げない。

以 上

付 録

部門別収支計算書に関する合意された手続

本体監査人以外の公認会計士等が部門別収支計算書に対する証明書発行業務に関する合意された手続を行う場合の手続の概要は次のとおりである。本体監査人が事業者の要請により合意された手続を行う場合は、以下の「部門別収支の状況の確認手続」と同様の手続を行う。

項 目	計算書又は明細表	手続の概要
監査済決算書の入手手続	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査済決算書及び会計数値の検証に関する資料を入手し、部門別収支計算書及びその算定諸資料と照合する。
部門別収支の状況の確認手続	部門別収支計算書	<ol style="list-style-type: none"> ① 計算書とその基礎となる会計記録との一致を確かめる。 ② 計算書作成プロセスにおける重要な計算及び修正を確かめる。 <p>(収益に関する手続)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収益が部門別収支計算規則の規定に従って配賦されていることを確かめる。 ② 配賦に用いられた基礎数値を会社の基礎資料と照合する。 ③ 配賦の計算が正しく行われていることを確かめる。 <p>(費用に関する手続)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直接配賦によって整理された費用項目について、その発生原因に応じて、特定部門に帰属されていることを確かめる。 ② 配賦方法によって配賦された費用について、次の手続を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 費用が、部門別収支計算規則の規定に定められた配賦方法又はあらかじめ当局に届けられた方法に従って、配賦されていることを確かめる。 イ. 配賦方法による配賦に用いられた基礎数値を、会社の基礎資料と照合する。 ウ. 配賦の計算が正しく行われているかを確かめる。

		<p>(集計に関する手続)</p> <p>部門別収支計算書の集計計算が正しく行われていることを確かめる。</p>
--	--	--